

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・18年度から本部機構を見直し、企画部門の充実を図るとともに、18年10月、新居浜支所に宇摩支所を統合し、18年度末現在、本部（企画総務部、業務総括部、松山事業部）及び県内4支所で業務を行っている。また新居浜支所を19年4月から保証課と管理課の二課制とし、権限の一部委譲も行い、事務の迅速化を図っている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・18年度は、県内景気は、東中予地区で回復の動きが見えてきたが、公共事業への依存度の高い南予では、依然として厳しい状況が続いた。また、国の信用補完制度の見直しにより、18年4月から「保証料率の弾力化」「原則第三者保証人非徴求」が実施されたのに続いて、19年10月から「金融機関との責任共有(部分保証)」が導入され、当法人の経営環境は大きく変わってきている。
- ・このような状況に対応するため、保証面では、金融機関との提携商品「中小企業活性化支援保証」の保証限度額引上げや、新商品の「優良ランク保証(パリュウ5000)」を開発するなど積極的に対応した結果、保証債務残高は215,760百万円(前年度比4%増)となった。一方、代位弁済は、期中管理の強化に努めたものの、若干、増加傾向にある企業倒産を反映し、3,075百万円(前年度比33%増)となった。また、回収面では、無担保求償権の増加による求償権の質が低下しているが、回収促進に努力したことにより、1,427百万円(前年度比1%増)となった。その結果、当期収支差額は485百万円(前年度比27%増)となっており、中小企業の多様なニーズに的確に対応して、適正な保証を行いながら、更に経営基盤の充実を図っていることは、評価できる。
- ・また、18年度～20年度の業務の基本方針を示す中期事業計画、年度別経営計画を策定して取り組んでいるが、18年度は計画をほぼ達成している。19年度も財務の健全性の確保に努めながら、中小企業の保証需要に的確に対応する運営を行うこととしており、今後とも、金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、計画の着実な実施に努め、1次評価にあるように、協会独自の商品を活用するなど、地域経済の発展のためにも、一層の顧客サービスの充実を図っていく取組みを継続していただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・18年度は、役員数は26名のうち4名は常勤である。職員数は70名で業務を行っている。
- ・役職員数については、極力人員増加を抑制し、ノウハウ継承などのため定年退職者の再雇用制度を確立するとともに、中小企業診断士の養成をはじめ信用補完制度の改革に対応できる職員を確保し、環境変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制の構築を図っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県では、中小企業の経営安定などを目的とする県単融資制度の実施に伴い、当法人の積極保証を維持し、中小企業の融資の円滑化を図るため、県制度利用企業の保証料低減を図っており、当法人の保証料減の2分の1相当額を県が当法人に補助している。また、県単融資制度のうち新事業創出支援に関しては、対象者が創業者等であり、貸倒リスクが高いことから、県が損失補償を行っている。

(2) 人的関与の見直し

- ・県や商工団体、金融機関等関係機関と密接な連携を図るため、県職員OBが会長及び専務理事に就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・経営情報等の開示については、19年度より、外部評価委員会の前年度経営計画評価を公表することにより、経営の透明性を向上させ、対外的な説明責任を果たすよう取り組んでいるが、決算書の開示など、今後とも、より積極的な取組みが望まれる。

4 総合的評価

- ・中期事業計画(18～20年度)の年度別経営計画に基づき、財務の健全性の確保、環境変化に適切に対応できる組織体制の確立に努めながら、前期以上の黒字を確保し、中小企業の保証需要にも的確に対応した運営を行っていることは評価できる。今後とも金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、中小企業の保証需要に応えるため、一層の顧客サービスの充実を図っていく取組みを継続していくこと。